

平成23年 6月 7日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20530045

研究課題名（和文） 家族のための総合政策～企業と市民社会ネットワーク構築を目指して～

研究課題名（英文） Total Policy for Family

- with the aim of becoming a network in civil society -

## 研究代表者

本澤 巳代子 (MOTOZAWA MIYOKO)

筑波大学・大学院人文社会科学部研究科・教授

研究者番号：70200342

## 研究成果の概要（和文）：

連携研究者であるベルント・フォン・マイデル教授と研究代表者・本澤は、平成20年11月に第2回日独国際会議を筑波大学と東京で開催し、その成果を『家族のための総合政策Ⅱ～市民社会における家族政策』（信山社、2009年）として公刊した。同国際会議の基礎資料とするため、研究分担者・倉田は、ドイツ語書籍『家族は勝利する』の日本語訳を行い、科研費中間報告書として関係者に配布した。

平成21年度には、連携研究者であるウタ・マイヤー＝グレーヴェ教授を9月から11月にかけて2か月半筑波大学に招へいし、先進的取り組みをしている日本企業やNPOおよび筑波大学附属病院の聞き取り調査を行った。これらの調査の成果をベースに、平成22年9月にベルリン日独センターにおいて、研究代表者・本澤と連携研究者マイヤー＝グレーヴェ教授は、第3回日独国際会議を開催した。さらに、研究代表者・本澤は、平成22年11月に「現代家族の再構築」をテーマに、国際家族法学会地域大会を筑波大学で開催した。

家族の育児・介護疲れ等を原因とする児童虐待や高齢者虐待について、比較法的に各国の法制度を検討した研究成果を、研究代表者・本澤は平成22年5月の日本社会保障法学会、研究分担者・倉田は11月の日本法政学会のシンポジウムで報告した。

## 研究成果の概要（英文）：

Principal Investigator Miyoko Motozawa and Co-Investigator Professor Bernd von Maydell held the 2nd Japan-German International Conference at the University of Tsukuba and in Tokyo in November 2008, and published the results on “Total Policy for Family II—Family Policy in Civil Society” (Shinzansha, 2009). As basic data for the same conference, Co-Investigator Kayo Kurata translated “Family win a victory” from German into Japanese and distributed the copies to concerned parties as an interim report for the research fund.

In fiscal year 2009, Motozawa invited one of the Co-Investigator Professor Uta Meier-Grawe to visit the University of Tsukuba from September to November, conducting hearing investigations at some Japanese leading companies, non-profit organizations as well as the Hospital of the University of Tsukuba. Based on the result of those investigations, Professor Meier-Grawe and Motozawa organized the 3rd Japan-German International Conference at the Japan-German Center in Berlin in September, 2010. In November of 2010, Motozawa organized ISFL Regional Conference with the theme “Reconstitution of Modern Families – Recent Developments in Asian Family Law” at the University of Tsukuba.

Motozawa and Kurata also did the comparative research on “Child Abuse and Elderly Abuse caused by fatigue resulted from child care and elderly care” through comparing different law-systems. Motozawa presented the result on the conference of Japan Association of Security Law held in May, 2010. Kurata held an oral report on the symposium of the Japanese Association of Law and Political Science in November 2010.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：社会法学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：家族政策、次世代育成、少子化対策、男女共同参画、経済政策、労働政策、市民社会政策、地域政策

1. 研究開始当初の背景

家族概念や家族機能の変化する現代社会において、多様であるはずの家族形態や家族機能は、少子化対策・高齢化対策・男女共同参画政策の一部として論じられるに過ぎず、また少子化対策は、専ら社会保障制度の財政基盤との関係から論じられるに止まってきた。これに対し、いわゆる欧米先進諸国においては、1970年代後半から家族政策として、多様かつ可変的家族を前提に、家族構成員個人々人に対する支援や相互関係の調整支援を通して、横断的・総合的な家族政策が展開されてきた。

わが国と同様の人口規模や産業・経済規模を持ち、社会保障制度を社会保障制度の基盤としているドイツでは、わが国で少子化対策として強調されている経済的支援に重点を置いてきたにもかかわらず、少子化の進行に十分な歯止めがかからず苦悩してきた。そのため、その苦悩の原因から学べることは少なくないと考え、平成17年から申請者は、マックスプランク国際社会保障法研究所名誉所長ベルント・フォン・マイデル教授との日独共同研究をスタートさせた。

共同研究を進めるに当たって、日独の研究者および政策担当者間における相互理解が不可欠であると考え、申請者とベルント・フォン・マイデル教授は、平成18年2月には、日本におけるドイツ年2005/2006記念国際会議「少子高齢社会と家族のための総合政策」を開催した。このときの成果をベースに、申請者がドイツで行った「家族のための地域同盟」に関する聞き取り調査の成果などを加え、平成19年9月末には、学術書『家族のための総合政策～日独国際比較の視点から』を刊行した。本研究の背景には、これら一連の日独共同研究の成果がある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、わが国と同様に少子化に悩むドイツにおいて、家族政策の一環として北欧をモデルに2006年1月に導入された両親手当の成果（父親の育児休業取得率の大幅増加）について検証すると共に、両親手当制度の導入を可能にした企業や社会の環境整備に重要な役割を果たした市民社会ネットワーク「家族のための地域同盟」および企業ネットワーク「成功の要因・家族」の展開状況を明らかにし、わが国における家族のための総合政策の展開に必要な基盤整備のあり方について検討し、具体的な施策の提言を行うことである。

3. 研究の方法

平成20年度には、筑波大学および東京地区にて、第2回日独国際会議を開催するための準備および打合せを行う。

①研究協力者であるベルント・フォン・マイデル教授およびウタ・マイヤー＝グレーヴェ教授の協力を得ながら、ドイツの家族政策の展開に重要な役割を演じてきた企業ネットワークと市民社会ネットワークに係わってきた企業関係者や地方自治体の政策担当者などとの意見交換を行うために、11月に筑波大学で専門家会議と東京で公開シンポジウムを開催するための準備を進める。

②この日独国際会議の日本側報告者のために、連邦家族省の支援のもと、企業ネットワークと市民社会ネットワークの成果をまとめた『家族は勝利する～企業と市民社会のためのネットワークとその成果』（バルテルスマン財団出版、2007年、170頁）を翻訳し、関係者に配布する。

平成21年度には、平成20年度に開催した第2回の日独国際会議の成果を1冊の書籍に

まとめるとともに、日独両国において、先進的取り組みを行っている企業および地方自治体の聞き取り調査を実施する。①第2回日独国際会議の専門会議の報告および若手セッションの中の優秀報告の原稿をもとに、日独共同研究の成果を社会還元するために、第1回日独国際会議の時と同様に、1冊の書籍にまとめる作業を進める。出版についても、前回同様、信山社に依頼する。

②ドイツおよび日本において、先進的取り組みを行っている企業および地域社会の子育て支援について聞き取り調査を実施する。

平成22年度には、2年に1回開催してきた日独国際会議を、ドイツ連邦家族省のあるベルリンで開催し、日本の先進事例をドイツに紹介する。

①平成21年度に実施した日独での聞き取り調査の成果をベースに、日独における家族支援策の先進事例について議論するために、9月に第3回日独国際会議を、ドイツ連邦家族省の関係者の出席を期待できるベルリンで開催し、研究成果をドイツの子育て支援や男女共同参画に関わる諸政策に役立てる。

②日独における聞き取り調査および9月の第3回日独国際会議の成果をもとに、わが国における家族のための総合政策の展開に必要な基盤整備のあり方について検討し、具体的な施策の提言を行う。

#### 4. 研究成果

平成20年度には、研究実施計画に従って研究を遂行し、以下の研究成果をあげた。

①研究代表者・本澤は、ベルリン日独センターおよび筑波大学主催で、ドイツの家族政策の展開に重要な役割を演じてきた企業ネットワークと市民社会ネットワークに係わってきた企業関係者や地方自治体の政策担当者などとの意見交換を行うために、2008年11月13日～15日、筑波大学での若手セッションと専門会議の開催、女性と仕事の未来館（東京・田町）での公開シンポジウムから成る、第2回日独国際会議「少子高齢社会と家族のための総合政策」を企画・運営した。企業における育児支援策や親手当制度導入による父親の育児参加など、また地域社会における育児支援の多様な取組など、ドイツでの新しい動きが紹介され、本研究の目的である家族のための総合政策としての企業と市民社会ネットワーク構築について、報告者・参加者などとの議論を通して多くの情報を得ることができた。また、資生堂を始めとする日本企業の育児支援策に対してドイツ側が関心を寄せ、2010年にはベルリンで3日間の日独国際会議を開催することになるなど、日独両国にとって大

きな成果をあげることができた。

同国際会議シンポジウムにおいては、専門家会議における日独研究者および実務担当者の議論をベースに、「家族に優しい社会の実現のために」と題する提言を公表した。具体的には、i)家族に優しい企業文化の醸成（若い優秀な人材確保など企業の持続的発展のために寄与すること、家族に優しい企業文化を社会に広げていくこと）、ii)家族に優しい市民社会の実現（社会を構成する多様な主体が多様な活動を主体的に展開すること、市民各人が家族に優しくなることで社会全体も家族に優しくなること）、iii)家族に優しい環境の醸成（家族が孤立しないように気軽に集い相談できる場が必要であること）、iv)親と子のニーズのバランス（親の就労上のニーズが優先されがちだが、子ども達がお父さんやお母さんと一緒にいたいというニーズを尊重すること、家族生活を犠牲にしない職場環境を整える必要があること、子どもを持つ親の労働条件の改善と多様な働き方を可能とすること）、v)子どもの居場所の確保（保育や幼児教育の場と質の確保、学校に通う子ども達の放課後の居場所確保と教育の質の確保、幼少期の子どもの居場所の確保に抛り栄養状態や教育環境を早期に改善することで子どもの健全育成の基本条件整備が図れること）、vi)子どものための時間の確保（育児休業や短時間勤務のより減少する収入補填のための財政的支援、父親が育児休業取得に魅力を感じられるような金銭給付、母子家庭等の長時間労働を回避するための特別な経済的援助などが必要であること）の6項目についてについて具体的諸施策を提案することができた（[図書①] 2～4頁参照）。

②研究分担者・倉田は、博士論文をベースとした書籍『子育て支援の理念と方法』（北海道出版会）を公刊した[図書②]。また、11月の日独国際会議の資料として出版する予定であった『家族は勝利する～企業と市民社会のためのネットワークとその成果』の翻訳本は、ドイツ側出版元から翻訳権を得られたのが国際会議直前となったため間に合わず、2009年に科研費報告書として公表し、関係者に配布した。さらに、11月9日に開催された日本家族<社会と法>学会第25回学術大会若手セッション第1報告として、2008年4月北大出版会から出版された『子育て支援の理念と方法～ドイツ法からの視点～』を基に、育児支援の理念の観点からドイツ基本法の家族保護条項を考察する報告を行い、出席した学会員等と質疑応答を行った[学会発表⑤]。

平成21年度も、研究実施計画に従って研究を遂行し、以下の研究成果をあげた。

①研究代表者・本澤は、第1回日独国際会

議および第2回日独国際会議に参加してきた子ども未来財団の要請を受け、ドイツの子育て支援策に関する調査団の一員として、企業および地方自治体の聞き取り調査を行った。また、第2回日独国際会議の成果を『家族のための総合政策Ⅱ～市民社会における家族政策』（信山社、2009年）として公刊した〔図書①〕。

さらに、筑波大学国際連携プロジェクト経費によって、連携研究者の1人であるウタ・マイヤー＝グレーヴェ教授を9月から11月まで2か月半筑波大学に招へいし、先進的取り組みをしている日本企業やNPOおよび筑波大学附属病院の聞き取り調査を行い、日独の子育て支援の異同について、具体的な認識を共有することができた。これらの研究成果をベースに、平成22年9月に、ドイツ連邦家族省および連邦労働省に対して日独共同研究の成果をアピールするために、ベルリン日独センターおよびウタ・マイヤー＝グレーヴェ教授と協力して、第3回日独国際会議をベルリンで開催する準備を開始した。このほか、年金制度における育児・介護の評価に関わる被扶養者の法的地位について日本ジェンダー法学会にてシンポジウム報告を行った〔学会発表③〕。

②研究分担者・倉田は、平成20年11月に日本家族＜社会と法＞学会において行った研究報告を論文にまとめて公表した〔雑誌論文④〕。また、平成20年に公刊した博士論文をベースにした書籍に関して、日本社会保障法学会第55回春季大会の個別報告を行った〔学会発表④〕。さらに、研究代表者・本澤が編者となる研究成果本の刊行のために、「児童青少年援助の成功と効率性－社会の将来性に対する補償」というドイツ語論文を日本語に翻訳した（〔図書①〕57～71頁参照）。

③本澤および倉田は、本研究にもつながら児童虐待や高齢者虐待について、平成21年度に開始された他の科学研究費補助金基盤（B）「虐待防止法の総合的研究－国際比較と学際領域のアプローチを軸に－」の研究活動の一環として、各国の虐待・暴力法制の比較法的検討の研究会に参加するとともに、研究報告を行った。

平成22年度も、研究実施計画に従って研究を遂行し、以下の研究成果をあげた。①研究代表者・本澤は、平成22年度の研究実施計画に従って、平成21年12月に日本ジェンダー法学会において行ったシンポジウム布告を論文にまとめて公表した〔雑誌論文①〕。また、2010年5月15日名古屋大学で開催された日本社会保障法学会第57回春季大会共通テーマ・シンポジウムにおいて、全体のまとめ報告として「虐待・暴力法制の各国比較からみえた課題」について研究報告を行った

〔学会発表②〕。

9月20日と21日ベルリン日独センターにおいて、連携研究者であるドイツ・ギーセン大学のウタ・マイヤー＝グレーヴェ教授と協力し、日独国際会議「ワーク・ライフ・バランス：企業・個人・市民社会のための革新的要素」を開催した。この日独国際会議は、ドイツ連邦議会に提出された第1回男女平等報告書の中に、同報告書作成委員会（ウタ・マイヤー＝グレーヴェ教授は7名の委員のうちの1人）の主催した会議の一つとして、同教授の所属するギーセン大学と筑波大学の名前が明記されており、日独共同研究の成果として高く評価された結果と言える。特に、同報告書の提言には、i)伝統的な男女の役割分担を前提にした法律（税法、社会保障法、労働法など）を改正すること、ii)全生涯を通じて教育・研修の機会を確保し、就労中断による負のスパイラルを回避するとともに、人生の選択の可能性を確保すること、iii)稼得生活における中断事由を除去するとともに、同一賃金と昇格の機会を平等に保障すること、iv)時間を自由に使えるように、柔軟な就労を実現するとともに多様な就労形態を促進すること、v)老齢保障を貧困層に対し集中させるとともに、介護労働をより高く評価することの5項目が挙げられており、日独共同研究の成果も少なからず反映されたものとなっている。

筑波大学国際連携プロジェクトの資金援助を受けてベルリンの日独国際会議に同行した筑波大学附属病院の女医・看護師と一緒に、ボン大学附属病院において医師・看護師のワーク・ライフ・バランスのための施策等について聞き取り調査を行った。さらに、11月7日には筑波大学において、国際家族法学会地域大会「現代家族の再構築－アジア諸国で起きていること」を開催し、家族の解体をもたらす原因として、自然災害や戦争、国際結婚や貧困、配偶者間暴力や子ども虐待などを取り上げた。

②研究分担者・倉田は、平成21年5月に日本社会保障法学会春季大会で行った個別報告を論文にまとめ同学会の学会誌に公表した〔雑誌論文発表②〕。また、2010年11月27日に日本法政学会第113回大会シンポジウムにおいて、「社会保障法学的見地から見た児童虐待法制のあり方」について研究報告を行った〔学会発表①〕。

このように、研究代表者・本澤および研究分担者・倉田は、平成20年度から22年度まで、研究実施計画に従って、着実に研究成果を上げてきた。これらの研究成果をベースに、両人が参加する他の科学研究費補助金基盤（B）の研究グループにおける虐待・暴力法制の研究成果を加え、平成23年度から26年

度までの科学研究費補助金基盤（A）に申請したところ採択された。ちなみに、科学研究費補助金基盤（A）の研究課題名は「家族のための総合政策－虐待・暴力防止法制における国際比較を中心に」であり、本研究を初めとする家族のための総合政策に関する一連の日独共同研究の成果が評価されたものと言える。なお、本研究の成果の一部は既に書籍の形で公刊している〔図書①〕が、新たに採択された科学研究費補助金基盤（A）の研究計画では、平成 24 年秋に「家族のための時間」をメインテーマとする日独国際会議を開催することになっており、平成 25 年度に公刊予定の研究成果としての書籍にも反映されることとなる。また、科学研究費補助金基盤（A）の研究が終了する平成 26 年度末には、本研究の成果を初め、科学研究費補助金基盤（B）の成果の一部（平成 23 年度末に刊行する書籍に掲載されなかったものを中心に）および科学研究費補助金基盤（A）など、すべての研究成果を取りまとめ、書籍の形で公刊し、研究成果を社会に広く還元する予定である。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 6 件）

①本澤巳代子「社会保険における被扶養者～年金制度を中心に～」、ジェンダーと法、査読有、7 号、2010 年、102-113 頁

②倉田賀世「子育ての社会のための方策－ドイツ法に基づく検討－」、社会保障法、査読無、25 号、2010 年、97-109 頁

③ Miyoko MOTOZAWA 「Behinderung und Familie in Japan (日本における障がい者と家族)」、Studien asu MPI f. ausl. u. intern. Sozialrecht (マックスプランク国際社会法研究所・研究叢書)、査読無、44 号、2009 年、399-410 頁

④倉田賀世「家族問題への規範的アプローチの可能性」、家族（社会と法）、査読無、25 号、2009 年、150-162 頁

⑤本澤巳代子「家族政策からみた女性の教育・就労とジェンダー」、ドイツ研究、査読有、42 号、2008 年、44-46 頁

⑥ Miyoko MOTOZAWA 「 Kommunale Sozialpolitik in der japanischen alternden Gesellschaft (日本の少子高齢社会における地方自治体の社会政策)」、Schriftenreihe der Hochschule Speyer - Dezentralisierung im Vergleich (シュパイヤー行政大学院大学叢書・地方分権の比較研究)、査読有、194 号、2008 年、385-397 頁

〔学会発表〕（計 5 件）

①倉田賀世「社会保障法学的見地から見た児童虐待法制のあり方」、日本法政学会第 113 回大会シンポジウム、2010 年 11 月 27 日、琉球大学

②本澤巳代子「虐待・暴力法制の各国比較からみえた課題」、日本社会保障法学会第 57 回大会シンポジウム、2010 年 5 月 15 日、名古屋大学

③本澤巳代子「社会保険における被扶養者～年金制度を中心に～」、日本ジェンダー法学会第 7 回大会、2009 年 12 月 6 日、神奈川大学

④倉田賀世「子育ての社会化のための方策」、日本社会保障法学会第 55 回大会、2009 年 5 月 16 日、神戸学院大学

⑤倉田賀世「ドイツにおける家族保護の規範的根拠と理念」、日本家族（社会と法）学会、2008 年 11 月 9 日、中央大学

〔図書〕（計 2 件）

①本澤巳代子/ベルント・フォン・マイデル編、信山社「家族のための総合政策Ⅱ－市民社会における家族政策－」、2009 年、281 頁

②倉田賀世、北海道大学出版会「子育て支援の理念と方法」、2008 年、261 頁

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

本澤 巳代子 (MOTOZAWA MIYOKO)  
筑波大学・大学院人文社会科学研究所・教授

研究者番号：70200342

##### (2) 研究分担者

倉田 賀世 (KURATA KAYO)  
熊本大学・法学部・准教授

研究者番号：10431298